

第133号議案

公立豊岡病院組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、公立豊岡病院組合規約の一部を別紙のとおり変更するため、関係市と協議することにつき、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

（理由）

公立豊岡病院組合の共同処理する事務について、介護保険法に定める居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の設置及び管理に関する事務を加えるため。

公立豊岡病院組合規約の一部を変更する規約

公立豊岡病院組合規約（昭和25年兵庫県指令地第1563号）の一部を次のように変更する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の設置及び管理に関する事務

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

公立豊岡病院組合規約の一部を変更する規約案要綱

1 変更の内容

公立豊岡病院組合の共同処理する事務について、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の設置及び管理に関する事務を加えること。（第3条関係）

2 附則

この規約は、平成30年4月1日から施行すること。

公立豊岡病院組合規約新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 この組合は、次に掲げる事務を共同で処理する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>介護保険法(平成9年法律第123号)に定める居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の設置及び管理に関する事務</u></p> <p>(5) 略</p>

第134号議案

豊岡市立東大谷野外活動施設の指定管理者の指定について

豊岡市立東大谷野外活動施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立東大谷野外活動施設
- 2 団体等の名称 金原・東大谷・下塚地域振興協議会
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立東大谷野外活動施設

(2) 所在地

豊岡市竹野町東大谷 334 番地

(3) 設置目的

恵まれた自然環境の中で、親子のふれあいと仲間づくりを求める憩いの場をつくり、地域の活性化を図る。

(4) 施設概要 平成元年7月竣工

建物概要 構造 木造

階数 1階

延床面積 963.79 m²

主な施設 コテージA (51 m²) 5棟 コテージB (52.08 m²) 2棟

管理棟 (104.75 m²) 1棟 研修棟 (188.64 m²) 1棟

その他付属設備 1式

2 管理業務の内容

- (1) 東大谷野外活動施設の経営と維持管理に関する業務
- (2) 東大谷野外活動施設に関する事業計画の立案及び実施に関する業務
- (3) 地域の活性化及びコミュニティ活動事業に関する業務
- (4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

金原・東大谷・下塚地域振興協議会

(2) 所在地

(3) 代表者の氏名

(4) 設立年月日

平成2年4月7日

(5) 職員・従業員数

役員11名、スタッフ3名

(6) 主な事業又は活動

- ・活力ある地域づくりを図るため、地域コミュニティづくり活動を行う。
- ・平成27年4月1日から平成30年3月31日東大谷野外活動施設指定管理者

第 135 号議案

豊岡市立出石史料館の指定管理者の指定について

豊岡市立出石史料館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立出石史料館 |
| 2 団体等の名称 | 出石皿そば協同組合 |
| 3 指定の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日 |

第 136 号議案

豊岡市立出石歴史文化交流館の指定管理者の指定について

豊岡市立出石歴史文化交流館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立出石歴史文化交流館 |
| 2 団体等の名称 | 出石歴史文化交流館活用会議 |
| 3 指定の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立出石歴史文化交流館

(2) 所在地

豊岡市出石町松枝 159 番地

(3) 設置目的

地域住民の福祉の向上及び交流を図ることにより、地域の活性化を推進するため。

(4) 施設概要 慶応 2 年（建築） 平成 25 年 4 月（竣工）

建物概要 木造 1 階建 延床面積 79.44 m²

主な施設 主屋

2 管理業務の内容

(1) 集会施設の使用及びその制限に関する業務

(2) 集会施設の維持管理に関する業務

(3) その他教育委員会が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

出石歴史文化交流館活用会議

(2) 所在地

[Redacted]

(3) 代表者の氏名

[Redacted]

(4) 設立年月日

平成 24 年 4 月 1 日

(5) 職員数又は会員数（構成団体）

NPO 法人但馬國出石観光協会、㈱出石まちづくり公社、豊岡市商工会出石支所、出石城下町を活かす会、松枝区

(6) 主な事業又は活動

- ・ 出石観光事業
- ・ 出石まちづくり事業
- ・ 中心市街地活性化事業
- ・ 町並みの保存と利活用事業 など

第 137 号議案

豊岡市立出石永楽館の指定管理者の指定について

豊岡市立出石永楽館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立出石永楽館
- 2 団体等の名称 株式会社 出石まちづくり公社
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立出石永楽館

(2) 所在地

豊岡市出石町柳 17 番地の 2

(3) 設置目的

文化財建造物の保存と活用を図り、もって文化財愛護意識の高揚と市民生活の文化的向上に資するため

(4) 施設概要 平成 20 年 7 月竣工 平成 26 年 8 月(県文化財指定)

建物概要 木造 2 階建 延床面積 687.33 m²

主な施設 本館棟(芝居小屋)、附属棟(トイレ、控室)、倉庫

2 管理業務の内容

(1) 条例第 3 条第 1 項各号に規定する事業に係る業務

(2) 永楽館の使用及びその制限に関する業務

(3) 永楽館の維持管理に関する業務

(4) その他市が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 出石まちづくり公社

(2) 所在地

豊岡市出石町内町 104 番地の 7

(3) 代表者の氏名

代表取締役社長 大橋 直人

(4) 設立年月日

平成 10 年 7 月 24 日

(5) 職員数又は会員数

37 名

(6) 主な事業又は活動

- ・まちづくり活性化推進事業
- ・「出石永楽館」受託管理運営事業
- ・出石観光散策ガイド事業
- ・「旅籠西田屋」旅館運営事業
- ・「いずし観光センター」物産販売事業
- ・「和カフェ」飲食販売事業
- ・「出石びっ蔵」集合貸店舗事業など
- ・「大手前駐車場」運営事業
- ・「いずしトラベルサービス」旅行代理事業

第 138 号議案

豊岡市立出石明治館の指定管理者の指定について

豊岡市立出石明治館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立出石明治館
- 2 団体等の名称 出石ライオンズクラブ
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日

第 139 号議案

豊岡市立住吉屋歴史資料館の指定管理者の指定について

豊岡市立住吉屋歴史資料館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立住吉屋歴史資料館 |
| 2 団体等の名称 | いろりの会 |
| 3 指定の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日 |

第140号議案

豊岡市立神美台スポーツ公園の指定管理者の指定について

豊岡市立神美台スポーツ公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立神美台スポーツ公園 |
| 2 団体等の名称 | 神美台管理組合 |
| 3 指定の期間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日 |

第141号議案

豊岡市立豊岡健康福祉センターの指定管理者の指定について

豊岡市立豊岡健康福祉センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立豊岡健康福祉センター |
| 2 団体等の名称 | 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会 |
| 3 指定の期間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立豊岡健康福祉センター

(2) 所在地

豊岡市城南町 23 番 6 号

(3) 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与すること

(4) 施設概要

竣 工 昭和 57 年 3 月

構 造 鉄筋コンクリート造・4 階建 3,015.74 m²

施設内容 第 1 会義室、第 2 会議室、聴覚言語障害者室、点字図書室、生活相談室、倉庫等

入居団体 (福) 豊岡市社会福祉協議会、特定非営利活動法人 燦々、豊岡市医師会、豊岡市国際交流協会、特定非営利活動法人夢のつばさ、(社) 兵庫県聴覚障害者協会、特定非営利活動法人 コウノトリ豊岡・いのちのネットワーク、豊岡保護司会

2 管理業務の内容

(1) センターの使用及びその制限に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

(2) 所在地

豊岡市城南町 23 番 6 号

(3) 代表者の氏名

理事長 酒井 清道

(4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 3 日

(5) 職員・従業員数

職員 368 名

(6) 主な事業又は活動

社会福祉事業、地域福祉権利擁護事業、介護保険事業、在宅福祉事業、福

社相談事業、ボランティア活動の振興、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所の設置等 豊岡市立豊岡健康福祉センター、豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立竹野健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター、豊岡市立出石健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センター指定管理者

第142号議案

豊岡市立竹野健康福祉センターの指定管理者の指定について

豊岡市立竹野健康福祉センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立竹野健康福祉センター
- 2 団体等の名称 社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野健康福祉センター

(2) 所在地

豊岡市竹野町須谷 1478 番地

(3) 設置目的

市民の福祉の増進及び健康づくりに寄与すること

(4) 施設概要

竣 工 平成 16 年 9 月竣工

構 造 鉄筋コンクリート造・2 階建 1,758.64 m²

施設内容 会議室、理学療法室兼作業療法室、視聴覚研修室

OA 研修室、日常生活訓練室兼栄養指導室、事務室他

入居団体 (福) 豊岡市社会福祉協議会

2 管理業務の内容

(1) センターの使用及びその制限に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

社会福祉法人 豊岡市社会福祉協議会

(2) 所在地

豊岡市城南町 23 番 6 号

(3) 代表者の氏名

理事長 酒井 清道

(4) 設立年月日

平成 18 年 4 月 3 日

(5) 職員・従業員数

職員 368 名

(6) 主な事業又は活動

社会福祉事業、地域福祉権利擁護事業、介護保険事業、在宅福祉事業、福祉相談事業、ボランティア活動の振興、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所の設置等

豊岡市立豊岡健康福祉センター、豊岡市立城崎健康福祉センター、豊岡市立竹野健康福祉センター、豊岡市立日高健康福祉センター、豊岡市立出石健康福祉センター及び豊岡市立但東健康福祉センター指定管理

第 143 号議案

豊岡市立竹野心身障害者小規模通所作業所の指定管理者の指定について

豊岡市立竹野心身障害者小規模通所作業所の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立竹野心身障害者小規模通所作業所 |
| 2 団体等の名称 | 社会福祉法人 とよおか福祉会 |
| 3 指定の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野心身障害者小規模通所作業所

(2) 所在地

豊岡市竹野町須谷 1466 番地の 1

(3) 設置目的

心身障害者に日常生活訓練と軽作業の機会を提供し、自立及び社会参加の促進を図る。

(4) 施設概要 平成 13 年 10 月竣工

建物概要 木造・平屋建 206.65 m²

主な施設 事務室兼展示室、木工室、加工室、食堂兼会議室、休憩室

2 管理業務の内容

(1) 心身障害者への軽作業の機会の提供及び日常生活訓練等を行う業務

(2) 竹野心身障害者小規模通所作業所の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

社会福祉法人 とよおか福祉会

(2) 所在地

豊岡市山王町 9 番 2 号 NTT 但馬ビル 1 階

(3) 代表者の氏名

理事長 岡本 幹雄

(4) 設立年月日

平成 3 年 3 月 19 日

(5) 職員数又は会員数

53 名

(6) 主な事業又は活動

- ・とよおか作業所 郷・とーぷ（就労継続支援 B 型事業 定員 34 人）を設置運営
- ・とよおか作業所 愛・とーぷ（生活介護 定員 25 人）を設置運営
- ・とよおか作業所 なかよし園（就労継続支援 B 型事業 定員 15 人）を設置運営
- ・グループホーム メゾン・ド・シトラス（共同生活援助 定員 5 人、短期入所 定員 2 人）を設置運営
- ・相談支援事業所 凜 を設置運営

第 144 号議案

豊岡市立日高共同作業所の指定管理者の指定について

豊岡市立日高共同作業所の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立日高共同作業所
- 2 団体等の名称 特定非営利活動法人 日高共同作業所
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立日高共同作業所

(2) 所在地

豊岡市日高町祢布 1306 番地の 2

(3) 設置目的

心身障害者に日常生活訓練と軽作業の機会を提供し、自立及び社会参加の促進を図る。

(4) 施設概要 昭和 37 年 5 月竣工

建物概要 木造・平屋建 173.74 m²

主な施設 作業室、事務室

2 管理業務の内容

(1) 心身障害者への軽作業の機会の提供及び日常生活訓練等を行う業務

(2) 日高共同作業所の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

特定非営利活動法人 日高共同作業所

(2) 所在地

豊岡市日高町祢布 1306 番地の 2

(3) 代表者の氏名

理事長 水 谷 淑 雄

(4) 設立年月日

平成 22 年 2 月 1 日

(5) 職員数又は会員数

7 名

(6) 主な事業又は活動

・日高共同作業所（就労継続支援 B 型事業 定員 20 人）を設置運営

第 145 号議案

北但広域療育センターの指定管理者の指定について

北但広域療育センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 北但広域療育センター
- 2 団体等の名称 社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日

1 公の施設の概要

(1) 北但広域療育センター本部

ア 名称

北但広域療育センター本部

イ 所在地

豊岡市戸牧 1029 番地の 11

ウ 設置目的

専門的人材により幼児期から一貫した療育指導・訓練を提供すると共に、保護者・家族への支援の充実、関係機関等の連携体制の構築を図り、総合的な障害児（者）療育を推進するため。

エ 施設概要

竣 工 平成 20 年 9 月

構 造 木造平屋建 872.66 m² (敷地面積 2,961.70 m²)

主な施設 機能訓練室、日常生活訓練室、感覚統合訓練室、社会適応訓練室、ピアサポート室、保護者交流室、調理室、食堂、特殊浴室、研修室、相談室、事務室等

(2) 北但広域療育センター奈佐事業所（※平成 30 年 4 月 1 日 開設予定）

ア 名称

北但広域療育センター奈佐事業所

イ 所在地

豊岡市吉井 593 番地の 1

ウ 設置目的

専門的人材により学童期の子どもを対象に療育指導・訓練を提供すると共に、保護者・家族への支援の充実、関係機関等の連携体制の構築を図り、総合的な障害児（者）療育を推進するため。

エ 施設概要

竣 工 昭和 61 年 12 月

構 造 鉄筋コンクリート平屋建 255.00 m² (敷地面積 1,778.00 m²)

主な施設 指導訓練室、相談室、事務室等

2 管理業務の内容

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援、同法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービス、同法第 6 条の 2 の 2 第 5 項に規定する保育所等訪問支援、同法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に関する業務

- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同法第 5 条第 17 項に規定する基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援、同法第 77 条第 1 項第 3 号に規定する地域生活支援事業に係る相談支援に関する業務
- (3) 療育センターの使用及びその制限に関する業務
- (4) 療育センターの維持管理に関する業務
- (5) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

- (1) 名 称
社会福祉法人 神戸聖隷福祉事業団
- (2) 所在地
神戸市須磨区友が丘一丁目 1 番地
- (3) 代表者の氏名
理事長 水野 雄二
- (4) 設立年月日
昭和 59 年 1 月 27 日
- (5) 職員数又は会員数
614 名 (平成 29 年 9 月現在)
- (6) 主な事業又は活動
障害者支援施設 (恵生園、真生園) の設置経営 ほか

第146号議案

豊岡市立但東健康増進センターの指定管理者の指定について

豊岡市立但東健康増進センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立但東健康増進センター |
| 2 団体等の名称 | 株式会社 シルク温泉やまびこ |
| 3 指定の期間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立但東健康増進センター

(2) 所在地

豊岡市但東町正法寺 190 番地

(3) 設置目的

市民の心身の健全な発達及び明るく豊かなまちづくりの形成に寄与するとともに、スポーツ及びレクリエーションの普及を図る。

(4) 施設概要

竣 工 平成 16 年 3 月

構 造 鉄骨造平屋建

延床面積 1,131 m²

施設内容 屋内土グラウンド、事務室、トイレ

2 管理業務の内容

(1) 介護予防、健康づくり、生きがいづくり及び健康増進施設の目的を達成するために必要な事業に関する業務

(2) 健康増進施設の使用及びその制限に関する業務

(3) 健康増進施設の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 シルク温泉やまびこ

(2) 所在地

豊岡市但東町正法寺 165 番地

(3) 代表者の職・氏名

代表取締役 奥田 清喜

(4) 設立年月日

平成 17 年 1 月 24 日

(5) 職員数

役員 8 名、社員 20 名、パート 4 名

(6) 資本金

5,000 万円

(7) 主な事業又は活動

宿泊、休憩施設の経営、温泉浴場施設の経営、公園、スポーツ施設の管理運営、農産物等の開発販売、食堂、売店等の経営、観光案内等

第147号議案

豊岡市立長寿園の指定管理者の指定について

豊岡市立長寿園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立長寿園
- 2 団体等の名称 公益社団法人 豊岡市シルバー人材センター
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立長寿園

(2) 所在地

豊岡市幸町 10 番 6 号

(3) 設置目的

高齢者に対して、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を供与し、高齢者の福祉を増進するため。

(4) 施設概要

竣 工 平成 8 年 9 月 竣工

構 造 鉄筋コンクリート造・2 階建

延床面積 1,018 m²

施設内容 集会室、第 1～第 3 教養室兼娯楽室、機能回復訓練室、浴室、休養室等

2 管理業務の内容

(1) 高齢者の各種の相談、教養向上のための講習会等の開催、機能回復訓練、レクリエーションのための便宜供与、老人クラブ活動の助長指導及び推進に関する業務

(1) センターの使用及びその制限に関する業務

(2) センターの維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

公益社団法人 豊岡市シルバー人材センター

(2) 所在地

豊岡市幸町 10 番 6 号

(3) 代表者の職・氏名

理事長 小松 義定

(4) 設立年月日

平成元年 4 月 1 日

(5) 職員数又は会員数

職員 9 名 役員 17 名 会員 737 名

(6) 主な事業又は活動

就業を通じて、自らの生きがいの充実や、社会参加を図ることにより高齢者のために、臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、提供する。また、高齢者に対して、臨時的かつ短期的な就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う。

豊岡市立竹野老人福祉センターの管理運営

第148号議案

豊岡市立竹野老人福祉センターの指定管理者の指定について

豊岡市立竹野老人福祉センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立竹野老人福祉センター
- 2 団体等の名称 公益社団法人 豊岡市シルバー人材センター
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野老人福祉センター

(2) 所在地

豊岡市竹野町竹野 2944 番地の 1

(3) 設置目的

高齢者に対して、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を供与し、高齢者の福祉を増進するため。

(4) 施設概要

竣 工 昭和 60 年 4 月竣工

構 造 鉄筋コンクリート造・2 階建

延床面積 802 m²

施設内容 教養娯楽室、図書室、集会及び運動指導室、生活相談室、健康相談室等

2 管理業務の内容

(1) 高齢者の各種の相談、教養向上のための講習会等の開催、機能回復訓練、レクリエーションのための便宜供与、老人クラブ活動の助長指導及び推進に関する業務

(2) センターの使用及びその制限に関する業務

(3) センターの維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

公益社団法人 豊岡市シルバー人材センター

(2) 所在地

豊岡市幸町 10 番 6 号

(3) 代表者の職・氏名

理事長 小松 義定

(4) 設立年月日

平成元年 4 月 1 日

(5) 職員数又は会員数

職員 9 名、役員 17 名 会員 737 名

(6) 主な事業又は活動

就業を通じて、自らの生きがいの充実や、社会参加を図ることにより高齢者のために、臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、提供する。また、高齢者に対して、臨時的かつ短期的な就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行う。

豊岡市立長寿園の管理運営

第149号議案

豊岡市立奈佐森林公園の指定管理者の指定について

豊岡市立奈佐森林公園の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立奈佐森林公園 |
| 2 団体等の名称 | 目坂区奈佐森林公園管理委員会 |
| 3 指定の期間 | 平成30年4月1日から平成33年3月31日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立奈佐森林公園

(2) 所在地

豊岡市目坂 499 番地

(3) 設置目的

森林公園の保健休養機能等の促進を図ることにより市民の健康増進と地域の活性化を図る。

(4) 施設概要 平成5年7月竣工

敷地面積 91ha

主な施設 管理棟 木造・平屋 1棟 138 m²、炊事棟 2舎 炉 12×2
ふれあい館 鉄骨造・平屋 1棟 415 m²
常設テントサイト 24基 4,500 m²、多目的広場 1,760 m²
持込テントサイト 1ヶ所 2,500 m²、生活環境保全林 86ha
キャンプファイヤー場 1ヶ所 283 m²
ローラースケート場 1ヶ所 573 m²
倉庫（シャワー室併設） 1棟

2 管理業務の内容

- (1) 公園の事業運営に関する業務
- (2) 公園の使用及び制限に関する業務
- (3) 公園の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

目坂区奈佐森林公園管理委員会

(2) 所在地

(3) 代表者の氏名

(4) 設立年月日

平成2年2月28日

(5) 職員数又は会員数

23世帯

(6) 主な事業又は活動

豊岡市立奈佐森林公園の管理運営

第 150 号議案

豊岡市立コウノトリ文化館の指定管理者の指定について

豊岡市立コウノトリ文化館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立コウノトリ文化館
- 2 団体等の名称 特定非営利活動法人 コウノトリ市民研究所
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立コウノトリ文化館

(2) 所在地

豊岡市祥雲寺127番地

(3) 設置目的

豊岡市の自然、地域文化、産業等に関する市民の理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するとともに、コウノトリ野生復帰事業を核とした人と自然の共生する地域づくりを推進する。

(4) 施設概要 平成12年6月3日開館

敷地面積 2,353.42㎡

建物概要 木造2階建瓦葺き屋根

建築面積 941.50㎡

延床面積 993.70㎡

施設内容 多目的ホール、学習室、書庫、シアタールーム、展示・実習室、和室、フロアー、展示コーナー、事務室、農機具倉庫、収蔵庫、天井桟敷、身体障害者駐車場(2台)、便所等

附属施設 コウノトリの郷公園駐車場

大型バス 9台、中型バス 3台(うち1台身障者用)、
普通車 72台(うち2台身障者用)

2 管理業務の内容

(1) コウノトリ文化館(以下「文化館」という。)の資料の収集、保管、調査研究及び展示に関する業務

(2) 文化館の資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導をする業務

(3) 人と自然が共生する地域づくりの普及啓発に関する業務

(4) 兵庫県立コウノトリの郷公園その他関係機関との相互協力に関する業務

(5) 文化館の活動に係る市民団体等との連携に関する業務。

(6) 文化館の利用及び制限に関する業務

(7) 文化館の管理に関する業務

(8) 文化館の目的を達成するために必要な事業及び市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人 コウノトリ市民研究所

(2) 所在地

豊岡市江本122番地の1

(3) 代表者の氏名

代表理事 上田 尚志

(4) 設立年月日

平成16年 5月25日

(5) 職員数又は会員数

職員数 12名

正会員数 28名

(6) 主な事業又は活動

- ・生物調査
- ・ビオトープ作り
- ・田んぼや自然体験施設などを活用した環境学習
- ・研究成果の発刊物（豊岡盆地の生物地図など）
- ・審議会、委員会等への参加（豊岡市環境審議会など）
- ・上記の目的に関する情報発信

第151号議案

豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の指定管理者の指定について

豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地
- 2 団体等の名称 コウノトリ湿地ネット
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地

(2) 所在地

豊岡市城崎町今津1362番地

(3) 設置目的

コウノトリが舞い降りる多様な生物相を有する湿地環境を保全し、自然の中で生きるコウノトリを間近で感じるにより、コウノトリも住める豊かな環境や人と自然の共生への理解を深める。

(4) 施設概要 平成21年4月開設

・面 積 3.88ha

・主な施設 湿地（淡水域・汽水域・山際湿地）、水路（用排水路）

管理棟（木造一部二階建て・延床面積122.91㎡）

観察棟（木造平屋建て・延床面積28.98㎡）

駐車場（普通自動車18台）ほか

2 管理業務の内容

(1) ハチゴロウの戸島湿地（以下「本湿地」という。）の管理に関する業務

(2) コウノトリ野生復帰についての普及啓発に関する業務

(3) 本湿地に関する研究活動の支援に関する業務

(4) 本湿地を利用した環境学習の推進に関する業務

(5) 本湿地の利用及びその制限に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

コウノトリ湿地ネット

(2) 所在地

(3) 代表者の氏名

(4) 設立年月日

平成19年9月20日

(5) 会員数

80名

(6) 主な事業又は活動

- ・コウノトリが採餌できる湿地の保存・再生・創造とネットワーク化
- ・コウノトリの生息条件の調査・研究
- ・環境教育
- ・コウノトリ野生復帰に関する普及啓発活動 など

第 152 号議案

豊岡市立城崎温泉交流センターの指定管理者の指定について

豊岡市立城崎温泉交流センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立城崎温泉交流センター |
| 2 団体等の名称 | 城崎町湯島財産区 |
| 3 指定の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立城崎温泉交流センター

(2) 所在地

豊岡市城崎町今津 290 番地の 36

(3) 設置目的

市民の福祉の向上及び交流を図ることにより、地域の活性化を推進する。

(4) 施設概要 平成 12 年 6 月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造

日本瓦葺・地上 3 階、一部地上 1 階、地下 1 階

延床面積 1,684.02m²

主な施設 交流センター、観光センター、研修室、大浴場、
ジェットバス、バイブラバス、眺望露天風呂、
打たせ湯、サウナ等

(イベント広場、足湯、池、滝)

2 管理業務の内容

(1) 豊岡市立城崎温泉交流センターの利用及びその制限に関する業務

(2) 豊岡市立城崎温泉交流センターの維持管理に関する業務

(3) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

城崎町湯島財産区

(2) 所在地

豊岡市城崎町桃島 1057 番地の 1

(3) 代表者の氏名

城崎町湯島財産区管理者 豊岡市長 中貝 宗治

(4) 設立年月日

明治 28 年 3 月 15 日

(5) 職員数又は会員数

区議会議員 10 名、職員、臨時職員 26 名

(6) 主な事業又は活動

・城崎町湯島財産区が有する財産又は公の施設の管理及び処分
又は廃止を行う。

・平成 12 年 7 月から同センターの管理運営を受託している。

第 153 号議案

豊岡市立城崎文芸館の指定管理者の指定について

豊岡市立城崎文芸館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立城崎文芸館
- 2 団体等の名称 城崎温泉観光協会
- 3 指定の期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日

第154号議案

豊岡市立竹野北前館の指定管理者の指定について

豊岡市立竹野北前館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立竹野北前館
- 2 団体等の名称 株式会社 北前館
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立竹野北前館

(2) 所在地

豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12

(3) 設置目的

竹野浜の自然環境、歴史的所産、地元産業等を活かし、都市との交流を図り、もって市の活性化に寄与することを目的とする。

(4) 施設概要 平成 4 年 3 月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造 3 階建 2,028.01 m²

主な施設 北前船資料展示室、インフォメーションセンター、竹野ジオエリア拠点施設、浴場、海洋学習室、研修・交流ホール、機械棟、
(レストラン、特産物販売コーナー)

2 管理業務の内容

(1) 条例第 3 条第 1 項各号に規定する事業に係る業務

(2) 竹野北前館の使用及びその制限に関する業務

(3) 竹野北前館の維持管理に関する業務

(4) その他市長が定める業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社北前館

(2) 所在地

豊岡市竹野町竹野 50 番地の 12

(3) 代表者の氏名

代表取締役 石田 孝一

(4) 設立年月日

平成 3 年 10 月 7 日

(5) 職員数又は会員数

21 名

(6) 主な事業又は活動

- ・豊岡市立竹野北前館の管理運営
- ・レストラン及び喫茶店の経営
- ・特産物及び観光物産の販売
- ・竹野温泉の配湯及び泉源管理
- ・地域活性化活動の支援 など

第155号議案

豊岡市立竹野子ども体験村の指定管理者の指定について

豊岡市立竹野子ども体験村の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立竹野子ども体験村
- 2 団体等の名称 たけの観光協会
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

第156号議案

豊岡市立日高農林漁業体験実習館の指定管理者の指定について

豊岡市立日高農林漁業体験実習館の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立日高農林漁業体験実習館
- 2 団体等の名称 株式会社 日高振興公社
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立日高農林漁業体験実習館

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13

(3) 設置目的

地域資源を活用し、都市住民と地域住民の交流により農業農村の活性化と住民の福祉向上を図る。

(4) 施設概要 平成 5 年 11 月竣工

建物概要 鉄骨造・2 階建 851.2 m²

主な施設 軽食堂、売店、会議室

2 管理業務の内容

(1) 実習館の使用及びその制限に関する業務

(2) 実習館の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 日高振興公社

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13

(3) 代表者の氏名

代表取締役 笠原 泰藏

(4) 設立年月日

平成 6 年 4 月 28 日

(5) 職員数又は会員数

26 名

(6) 主な事業又は活動

・道の駅「神鍋高原」、神鍋温泉ゆとろぎ、日高農林漁業体験実習館、日高農林産物加工研修所の管理運営、道の駅公衆便所の清掃管理、温泉スタンドの管理 など

第157号議案

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の指定管理者の指定について

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場 |
| 2 団体等の名称 | 湯の原温泉オートキャンプ場組合 |
| 3 指定の期間 | 平成30年4月1日から平成33年3月31日 |

第158号議案

豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの指定管理者の指定について

豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎ
- 2 団体等の名称 株式会社 日高振興公社
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎ

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13

(3) 設置目的

地域の温泉資源を活用し、住民及び来訪者の利用に供することにより、地域の活性化を図る。

(4) 施設概要 平成 26 年 4 月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造・平屋建 938.51 m²

主な施設 浴室 2、脱衣室 2、露天風呂 2、水風呂 2、ドライサウナ 2、エントランスロビー、事務室、便所、和室休憩室、物品庫、機械室ほか

2 管理業務の内容

(1) ゆとろぎの使用及びその制限に関する業務

(2) ゆとろぎの維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 日高振興公社

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13

(3) 代表者の氏名

代表取締役 笠原 泰藏

(4) 設立年月日

平成 6 年 4 月 28 日

(5) 職員数又は会員数

26 名

(6) 主な事業又は活動

・道の駅「神鍋高原」、神鍋温泉ゆとろぎ、日高農林漁業体験実習館、日高農林産物加工研修所の管理運営、道の駅公衆便所の清掃管理、温泉スタンドの管理 など

第159号議案

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の指定管理者の指定について

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立道の駅「神鍋高原」
- 2 団体等の名称 株式会社 日高振興公社
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立道の駅「神鍋高原」

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13

(3) 設置目的

地域資源を活用し、来訪者と住民の交流により、地域の活性化を図る。

(4) 施設概要 平成 15 年 7 月竣工

建物概要 鉄筋コンクリート造・3 階建 1,216.96 m²

主な施設 売店、農産物直売コーナー、情報提供コーナー、観光案内所、イベント広場

2 管理業務の内容

(1) 道の駅の使用及びその制限に関する業務

(2) 道の駅の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 日高振興公社

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13

(3) 代表者の氏名

代表取締役 笠原泰藏

(4) 設立年月日

平成 6 年 4 月 28 日

(5) 職員数又は会員数

26 名

(6) 主な事業又は活動

- ・道の駅「神鍋高原」、神鍋温泉ゆとろぎ、日高農林漁業体験実習館、日高農林産物加工研修所の管理運営、道の駅公衆便所の清掃管理、温泉スタンドの管理 など

第160号議案

豊岡市立出石温泉館乙女の湯の指定管理者の指定について

豊岡市立出石温泉館乙女の湯の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月1日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立出石温泉館乙女の湯
- 2 団体等の名称 田湊温泉運営管理組合
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日

第 161 号議案

豊岡市立但東地域特産物加工施設の指定管理者の指定について

豊岡市立但東地域特産物加工施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めらる。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立但東地域特産物加工施設 |
| 2 団体等の名称 | 合橋地域づくりの会 |
| 3 指定の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日 |

第 162 号議案

豊岡市立但東地域活性化センターの指定管理者の指定について

豊岡市立但東地域活性化センターの指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立但東地域活性化センター |
| 2 団体等の名称 | 赤花そばの郷農事組合法人 |
| 3 指定の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日 |

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立但東地域活性化センター

(2) 所在地

豊岡市但東町赤花 159 番地の 1

(3) 設置目的

地域における農家の就業の場を確保し、地域の活性化を図る。

(4) 施設概要 赤花そばの郷 平成 3 年 6 月竣工

そば打ち体験道場 平成 14 年 8 月竣工

建物概要 赤花そばの郷 木造・平屋建 271.66 m²

そば打ち体験道場 木造・平屋建 197.92 m²

主な施設 赤花そばの郷 客室 4 室、体験室 1 室、厨房 1 室

そば打ち体験道場 体験室 1 室、厨房 1 室、倉庫 1 室

2 管理業務の内容

(1) 地域特産物の処理加工に関する事業に係る業務

(2) 地域の活性化に関する事業に係る業務

(3) 豊岡市立但東地域活性化センターの使用及びその制限に関する業務

(4) 豊岡市立但東地域活性化センターの維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

赤花そばの郷農事組合法人

(2) 所在地

豊岡市但東町赤花 159 番地の 1

(3) 代表者の氏名

代表理事 本田 重美

(4) 設立年月日

平成 29 年 4 月 3 日

(5) 職員数又は会員数

役員 3 名、従業員 3 名（うちパート 2 名）、組合員数 16 名

(6) 主な事業又は活動

- ・赤花そばの郷（豊岡市立但東地域活性化センター）及び豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の管理運営。
- ・農業に係る共同利用施設の設置及び農作業共同化に関すること。
- ・そばの生産及び農産物の処理加工に関すること。
- ・農産物、地域特産品の直売に関すること。
- ・その他、地域の活性化に関すること。

第 163 号議案

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の指定管理者の指定について

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

記

- | | |
|-----------|-----------------------------------|
| 1 公の施設の名称 | 豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設 |
| 2 団体等の名称 | 赤花そばの郷農事組合法人 |
| 3 指定の期間 | 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日 |

1 公の施設の概要

(1) 名 称

豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設

(2) 所在地

豊岡市但東町赤花 163 番地の 1

(3) 設置目的

市の特産物振興を通じて農業の活性化を図る。

(4) 施設概要 平成 12 年 10 月竣工

建物概要 構 造 鉄骨・平屋建 一部ガラス温室

階 数 1 階

延床面積 300.32 m²

主な施設 作業室、ガラス温室、操作室、製粉室

2 管理業務の内容

(1) 豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の使用及びその制限に関する業務

(2) 豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名 称

赤花そばの郷農事組合法人

(2) 所在地

豊岡市但東町赤花 159 番地の 1

(3) 代表者の氏名

代表理事 本田 重美

(4) 設立年月日

平成 29 年 4 月 3 日

(5) 職員数又は会員数

役員 3 名、従業員 3 名（うちパート 2 名）、組合員数 16 名

(6) 主な事業又は活動

- ・赤花そばの郷（豊岡市立但東地域活性化センター）及び豊岡市立そば乾燥調製貯蔵施設の管理運営。
- ・農業に係る共同利用施設の設置及び農作業共同化に関すること。
- ・そばの生産及び農産物の処理加工に関すること。
- ・農産物、地域特産品の直売に関すること。
- ・その他、地域の活性化に関すること。